

一般社団法人日本石材産業協会入会申し込みについて

<入会申込書記入上の注意点>

- ・ 申請日の項には、**入会申込書の記入日**をお書きください。
- ・ **会員代表者の項**には、本会对する**責任者のお名前**をご記入ください。会社代表者と同一でなくとも結構です。
- ・ **会員種別**は下記入会規定及び入会審査基準をお読みのうえ、該当するところに○をしてください。
- ・ **業種別の項**には、主となる業態をお選びください（複数可）。記入された業種別の部会に所属します。
- ・ 本会では、個人での入会を認めておりますので、**一社で複数名入会することも可能**です。
- ・ **正会員は推薦者2名必須**です。事務所所在地の支部に所属するため、**支部長の確認後、直近の理事会審査**となります。
- ・ **特別会員・賛助会員**は本部に所属するため、推薦者は不要です。

<会費について>

- ・ **入会した年※1）の会費は月額と入会承認月※2）の翌月から残りの月数を掛けた金額**で徴収します。
※1）（一社）日本石材産業協会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までです。
※2）入会承認月とは、理事会において正式に入会承認した月のことを指します。例えば、10月に入会承認された方の会費は【月額×5ヵ月分（11月～3月）】となります。
- ・ 会費の引落日は、入会承認月の翌々月です。翌年以降は毎年1回、1年分を徴収します。
- ・ 口座振替依頼書（会費引落用）は入会後にお送りいたしますので手続きをお願いします。
支部により支部会費がありますので、所属支部にご確認ください。

<入会申込書の提出>

- ・ 記入後、入会申込書を本会事務局までご提出ください。
- ・ 申込書提出後、直近の理事会において入会審査基準に基づいた審査があります。
- ・ 承認後に会員証をお送りいたします。

お問合せ：一般社団法人 日本石材産業協会事務局 office@japan-stone.org
〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-9日計ビル TEL: 03-3251-7671 FAX: 03-3251-7681

目的（定款第3条）

本会は石材産業の健全な発展と更なる向上を図ると共に、石文化の創造に努め、もって社会に貢献することを目的とする

種別（定款第6条）

本会の会員は、次の3種として、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という）上の社員とする

- （1）正会員 本会の目的に賛同して入会する日本国において主として石材業に携わる法人（但し、中小企業等協同組合法に基づく協同組合は除く。以下、同じ）及び個人
- （2）特別会員 本会の目的に賛同し、学識、技芸において本会に貢献する法人及び個人
- （3）賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業に参加・協力する法人および個人

入会（定款第2章第7条）

- 4 会員は、いずれかの地区・支部及び部会に所属しなければならない
- 5 特別会員ならびに賛助会員は本部に所属する

入会金・会費（入会規定第7条） 入会金・会費は次の通りとする。但し、特別会員は免除する

- 2 入会金 正会員・賛助会員 30,000円
- 3 会費

第15回定時総会において、2025年度からの会費変更が承認されました。2024年度は<現在会費>が適用になります。

会員種別	従業員数	現在 会費	変更後 会費	現在 途中入会月額	変更後 途中入会月額	【従業員とは】
A	～5人	¥26,000	¥39,000	¥2,200	¥3,300	・従業員とは役員を含む、総ての働く人 ・従業員としての基準は月間80時間以上勤務している人（アルバイト、パートを含む） ・従業員数には、石材業務に携わらない人も含むものとする ・従業員数変更は速やかに届を提出する
B	6～10人	¥36,000	¥45,000	¥3,000	¥3,800	
C	11～20人	¥42,000	¥56,000	¥3,500	¥4,700	
D	21～30人	¥48,000	¥68,000	¥4,000	¥5,700	
E	31人以上	¥54,000	¥79,000	¥4,500	¥6,600	
S	賛助会員	¥54,000	¥79,000	¥4,500	¥6,600	従業員数に関わらず一律

■上記会費は、協会運営のために毎年4月にご請求するもので、支部会費とは異なります。

<入会審査基準>—抜粋—

第1条 定款第6条（1）に定める石材業とは以下の業種をいう。

- （1）採石業
- （2）石材加工業
- （3）石材製品、原石の販売業
- （4）石工事業
- （5）原石、石材製品の輸出入業
- （6）石材の運搬業、石材加工機械及び工具の製造販売業、業界紙の発行などの関連業

第2条 次の事項に該当するものを入会させてはならない

- （1）取引の関係者に損害を与え、または損害を与えるおそれのある個人及び法人
- （2）取引の公正を害する行為をし、または公正を害するおそれのある個人及び法人
- （3）業務に関し法令に違反し石材業を営む者として不適当と認められる個人及び法人
- （4）過去において本会を退会、除名されたもので会員となることがふさわしくない個人及び法人
- （5）暴力団などの反社会的団体に所属している個人及びそれらが経営する法